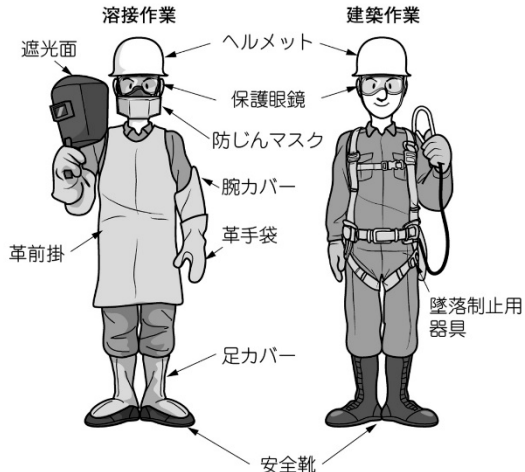


ページ	訂正内容及び箇所
13	- 以下の箇所の「安全帯」を「墜落制止用器具」に読み替える。 6 行目及び表中の部位「全身」の項目、保護具の種類の欄 - 上段の図を以下の図に差し替える（訂正は右図のみ）。 
45	以下の箇所の「安全帯」を「要求性能墜落制止用器具」に読み替える。 12 行目、14 行目
49	上段の囲みの口を以下の文章に差し替える。 <u>要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置を講ずること。</u>＜（改定）R3. 4. 1～＞
63	13 行目の「日本工業規格」を「日本産業規格」に訂正する。
65	12 行目から 19 行目までを以下の文章に差し替え、右図は削除する。 墜落制止用器具 高さが 2m 以上の箇所で作業を行う場合、足場を設置して作業床を設けるか、囲いなどを設けて、墜落の危険がないよう作業しなければならない。しかし、作業床の設置が困難な場合や臨時に囲いなどを外す場合などでは、墜落制止用器具の使用が法令により義務付けられている。必ず厚生労働省の定める規格に適合したものを装置方法を守って使用する。フルハーネス型墜落制止用器具は、墜落を制止する際に身体の荷重を肩、腰部及び腿等の複数個所で支持する構造の部品で構成される墜落制止用器具である。また、高さ 2m 以上の箇所で、作業床を設けることが困難なところでは、原則フルハーネス型の墜落制止用器具を用いて行う。ただし、墜落時にフルハーネス型の墜落制止用器具を着用する者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用が認められる。

ページ	訂正内容及び箇所											
67	第 560 条第 1 項 2 行目の「日本工業規格」を「日本産業規格」に訂正する。											
	第 560 条第 1 項第一号に以下の表を挿入する。											
	<table><tr><td>引張強さ(単位:ニュートン毎平方ミリメートル)</td><td>伸び(単位:パーセント)</td></tr><tr><td>三百七十以上三百九十未満</td><td>二十五以上</td></tr><tr><td>三百九十以上五百未満</td><td>二十以上</td></tr><tr><td>五百以上</td><td>十以上</td></tr></table>	引張強さ(単位:ニュートン毎平方ミリメートル)	伸び(単位:パーセント)	三百七十以上三百九十未満	二十五以上	三百九十以上五百未満	二十以上	五百以上	十以上			
	引張強さ(単位:ニュートン毎平方ミリメートル)	伸び(単位:パーセント)										
	三百七十以上三百九十未満	二十五以上										
三百九十以上五百未満	二十以上											
五百以上	十以上											
第 563 条第 1 項第一号に以下の表を挿入する。												
<table><tr><td>木材の種類</td><td>許容曲げ応力(単位:ニュートン毎平方センチメートル)</td></tr><tr><td>あかまつ、くろまつ、からまつ、ひば、ひのき、つが、べいまつ又はべいひ</td><td>一、三二〇</td></tr><tr><td>すぎ、もみ、えぞまつ、とどまつ、べいすぎ又はべいつが</td><td>一、〇三〇</td></tr><tr><td>かし</td><td>一、九一〇</td></tr><tr><td>くり、なら、ぶな又ははげやき</td><td>一、四七〇</td></tr><tr><td>アピトン又はカポールをフェノール樹脂により接着した合板</td><td>一、六二〇</td></tr></table>	木材の種類	許容曲げ応力(単位:ニュートン毎平方センチメートル)	あかまつ、くろまつ、からまつ、ひば、ひのき、つが、べいまつ又はべいひ	一、三二〇	すぎ、もみ、えぞまつ、とどまつ、べいすぎ又はべいつが	一、〇三〇	かし	一、九一〇	くり、なら、ぶな又ははげやき	一、四七〇	アピトン又はカポールをフェノール樹脂により接着した合板	一、六二〇
木材の種類	許容曲げ応力(単位:ニュートン毎平方センチメートル)											
あかまつ、くろまつ、からまつ、ひば、ひのき、つが、べいまつ又はべいひ	一、三二〇											
すぎ、もみ、えぞまつ、とどまつ、べいすぎ又はべいつが	一、〇三〇											
かし	一、九一〇											
くり、なら、ぶな又ははげやき	一、四七〇											
アピトン又はカポールをフェノール樹脂により接着した合板	一、六二〇											
68	以下の箇所の「安全帯」を「要求性能墜落制止用器具」に読み替える。											
	第 563 条第 3 項第一号の「安全帯」を「要求性能墜落制止用器具」に読み替える。											
69	以下の箇所の「安全帯」を「要求性能墜落制止用器具」に読み替える。											
	第 563 条第 6 項、第 564 条第 1 項第四号ロ及び第 2 項、第 566 条第二号及び第四号											
70	第 570 条第 1 項第五号イに以下の表を挿入する。											
	<table><tr><td rowspan="2">鋼管足場の種類</td><td colspan="2">間隔(単位:メートル)</td></tr><tr><td>垂直方法</td><td>水平方法</td></tr><tr><td>単管足場</td><td>五</td><td>五・五</td></tr><tr><td>わく組足場(高さが五メートル未満のものを除く。)</td><td>九</td><td>八</td></tr></table>	鋼管足場の種類	間隔(単位:メートル)		垂直方法	水平方法	単管足場	五	五・五	わく組足場(高さが五メートル未満のものを除く。)	九	八
鋼管足場の種類	間隔(単位:メートル)											
	垂直方法	水平方法										
単管足場	五	五・五										
わく組足場(高さが五メートル未満のものを除く。)	九	八										
72	第 572 条に以下の表を挿入する。											
	<table><tr><td>鋼管の肉厚と外径との比</td><td>係数</td></tr><tr><td>肉厚が外径の十四分の一以上</td><td>一</td></tr><tr><td>肉厚が外径の二十分の一以上十四分の一未満</td><td>〇・九</td></tr><tr><td>肉厚が外径の三十一分の一以上二十分の一未満</td><td>〇・八</td></tr></table>	鋼管の肉厚と外径との比	係数	肉厚が外径の十四分の一以上	一	肉厚が外径の二十分の一以上十四分の一未満	〇・九	肉厚が外径の三十一分の一以上二十分の一未満	〇・八			
鋼管の肉厚と外径との比	係数											
肉厚が外径の十四分の一以上	一											
肉厚が外径の二十分の一以上十四分の一未満	〇・九											
肉厚が外径の三十一分の一以上二十分の一未満	〇・八											
73	以下の箇所の「安全帯」を「墜落制止用器具」に読み替る。											
74	以下の箇所の「安全帯」を「墜落制止用器具」に読み替える。											
75	以下の箇所の「安全帯」を「墜落制止用器具」に読み替える。											